

ID: 219

担当部署: 上下水道課

処分の概要	排水設備等の工事検査及び検査済証の交付		
例規名 根拠条項	聖籠町下水道条例 第8条		
例規番号	平成11年 条例第22号		
<p>【根拠条文】 (排水設備等の工事の検査) 第八条 排水設備等の新設等を行つた者は、その工事を完了した日から五日以内にその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者の検査を受けなければならない。 2 管理者は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行つた者に対し、企業管理規程で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び聖籠町排水設備等申請マニュアルによる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日